

# 町職員の給与の現状

町職員の給与の実態を皆さんに知っていただくため、その現状を紹介します。 町総務課 ☎852・5332

## 1.ラスパイレース指数 (国家公務員の給与水準を100とした指数) 五城目町のラスパイレース指数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ラスパイレース指数	92.8	94.0	93.3	94.2	95.3

(地方公務員給与実態調査カードより)

## 2.人件費の状況

令和3年度決算における歳出額に占める人件費の割合は次のとおりです。

住民基本台帳人口(R4.3.31)	歳出額 A	人件費(職員給) B	構成比率(B/A)	参考 令和2年度構成比率
8,530人	6,159,736千円	651,981千円	10.6%	8.0%

(令和3年度決算状況調査より)

## 3.職員給与費の状況

令和4年度当初予算における職員給与費は次のとおりです。(単位:千円)

職員数 A (R4.4.1)	給与	期末勤手当	寒冷地手当	その他手当	計 B	1人あたり給与額(B/A)
130人	454,681	179,361	7,396	72,348	713,786	5,491

## 4.平均給料月額と平均年齢

(給与実態調査より)

区分	令和3年4月1日		令和4年4月1日	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	2,952百円	44歳	2,862百円	44歳

## 5.初任給の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

## 6.経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和4年4月1日現在)

経験年数が約15年、20年、25年の職員について、平均給料月額は次のとおりです。

区分	一般行政職		
	大学卒	短大卒	高校卒
経験年数約15年	292,800円	284,700円	238,300円
経験年数約20年	340,200円	319,000円	317,500円
経験年数約25年	376,500円	368,300円	356,200円

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した経験がある場合、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数です。

## 7.一般行政職の級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職						計
	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
標準的な職務内容	統括課長	課長	課長補佐	主査	主任	主事	
令和4年度職員数と構成比	5人	6人	14人	26人	10人	19人	80人
	6.3%	7.5%	17.5%	32.5%	12.5%	23.8%	100.0%

(給与実態調査より)

## 8.職員手当の状況

①期末勤手当 支給割合は次のとおりです。

区分	五城目町			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1,200月分	1,200月分	2,400月分	1,275月分	1,275月分	2,550月分
勤動手当	0,950月分	0,950月分	1,900月分	0,950月分	0,950月分	1,900月分

(令和3年度)

②退職手当 退職手当は、退職時の給料月額に退職事由・勤続年数による支給割合を乗じた額となります。

区分	最高限度額	勤続20年	勤続25年	勤続30年
自己都合	47,709月分	19,669月分	28,039月分	34,735月分
勲賞・定年	47,709月分	24,586月分	33,270月分	40,803月分

※令和3年度一般職員退職者の平均支給額は、20,380千円となっています。

③特殊勤務手当 特殊勤務手当の種類・支給額などは次のとおりです。(令和4年4月1日)

区分	支給職員数	全職員に占める割合	1人あたり支給額(月額または1勤務)
消防業務従事者	29人	21.0%	325円(夜間時間額) 200円(救急1勤務)

④時間外勤務手当(水道事業・下水道事業・選挙関係除く)

令和3年度	支給総額	25,815,911円
	1人あたり支給年額	192,656円

⑤扶養・住居・通勤手当

扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	0~15歳	10,000円
		16~22歳	15,000円
父母等	6,500円		
住居手当	借家の場合の支給限度額	28,000円	
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額	55,000円	
	交通用具(自動車など)利用の場合の支給限度額	31,600円	

## 9.特別職の給料などの状況

町長・議員などの特別職の給料・報酬は次のとおりです。

区分	給料月額	区分	報酬月額	期末手当
町長	720,000円	議長	280,000円	6月期 1,200月分
副町長	555,000円	副議長	245,000円	12月期 1,200月分
教育長	490,000円	議員	235,000円	計 2,400月分

(令和3年度)

## 10.職員数の状況

町の各部門の職員数は、次のとおりです。

区分	職員数			対前年増減数	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
一般行政	議会	1	1	1	0
	総務企画	29	29	30	0
	税務	7	8	8	1
	民生	7	6	7	△1
	衛生	6	7	7	1
	農林	13	13	13	0
	商工	7	7	7	0
	土木	8	7	7	△1
	小計	78	78	80	0
	2				
特別行政	教育	15	15	15	0
	消防	29	29	29	0
	小計	44	44	44	0
普通会計	122	122	124	0	
2					
企業会計	水道	2	2	2	0
	下水道	2	2	2	0
	その他	11	11	10	0
	小計	15	15	14	△1
合計	137	137	138	0	

(注) 職員数は、休職者・派遣職員を含み、会計年度任用職員・臨時的任用職員・非常勤職員を除きます。

## 11.懲戒処分を受けた職員の状況

令和3年度中、懲戒処分を受けた者はありません。

## 12.秋田県人事委員会からの公平委員会の事務委託に係る業務状況報告

令和3年度中、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てについて、当町は該当ありません。

## 13.早期退職募集で認定を受けた応募者の状況

令和3年度早期退職で認定を受けた応募者は1名です。

農業者の皆さまへ

## リスクに備え「収入保険」に加入しましょう!

収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

「収入保険」は、すべての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない自然災害・市場価格の低下・病気やケガ・新型コロナウイルスの影響なども含めた、経営努力では避けられない収入減少を幅広く補償する農業保険です。

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」への加入をお勧めします。

加入申請は本年12月末までとなります。ご加入したい方、ご加入を検討される方は、下記までお問い合わせください。

秋田県農業共済組合 中央支所 (☎865・1701)

## 道路上にはみ出した草木の剪定にご協力ください

私有地から草木などが道路や歩道にはみ出していると、道幅が狭くなり、通行の妨げになるとともに、歩行者や車両を巻き込む事故につながるおそれがあります。

これらの私有地から道路にはみ出している草木等は、土地所有者の方に所有権があるため、緊急時を除き、町で伐採や枝払い等ではできません(民法第233条)。また、私有地から道路にはみ出した草木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の方が責任を問われることがあります(民法第177条、道路法第43条)。

歩行者・自動車等の安全確保と道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いします。

◆次のような状況が見られる土地の所有者は

- 木・竹・草の伐採または枝払いをお願いします
  - 道路・歩道へ樹木がはみ出している
  - 枯れ木・竹・草、折れ枝等による通行への障害がある、またはそのおそれがある
  - 木・竹・草の繁茂により通行の障害がある、またはそのおそれがある
  - 除雪作業者の通行に支障がある
  - ◆剪定作業を行う場合の注意点
  - 高所での作業には十分に安全面へ配慮する
  - 電線や電話線等が近くにある場合は、大きな危険を伴うため、事前に管理をしている電力会社または電話会社等に連絡をする
  - 通行車両・自転車・歩行者の安全確保をする
- ※作業により、道路の通行に支障が出る場合には、事前に町建設課へご連絡ください。



町建設課 (☎852・5252)



## 10月は粗大ごみを収集します

町指定のごみ袋に入らない大きなごみを収集します。町内会の指定収集場所に、午前8時までお持ちください。※ごみ袋に入る場合は、可燃・不燃ごみの日に出してください

町住民生活課 (☎852・5112)

対象地区(町内名)	収集日
大川地区全域	10月 3日(月)
馬川地区・森山地区	10月 4日(火)
富津内地区・内川地区	10月 6日(木)
馬場目地区	10月 7日(金)
新里町・広ヶ野・希望ヶ丘・東磯ノ目・西磯ノ目・矢場崎・ななくら	10月17日(月)
仲町・長町・米沢町・雀館・昭辰町・館町・中川原・樋口・岩城町	10月18日(火)
築地町・畑町・新畑町・田町・上田町	10月20日(木)
今町・御蔵町・小池町・川原町・新町・一番町・古川町・紀久栄町	10月21日(金)
全町【午前9時~午後4時 町ストックヤード(小倉)】 会場で粗大ごみを直接受け付けします。※票せんも会場で販売	10月30日(日)

## 注意

- ①以下の寸法より大きいものは収集しません。  
幅1.2m、長さ2.0m  
高さ1.0m以内
- ②処理手数料として、粗大ごみと書かれた緑色の票せんを一品につき一枚つけてください。  
※氏名の書かれていないもの、しっかりとこん包できていないものは収集しません。
- ③置は八郎湖周辺クリーンセンターに直接搬入をお願いします。  
※町で発行する「ごみ搬入認定証」が必要です。
- ④粗大ごみの中に他のごみを入れないでください。
- ⑤雨どい、トタン、煙突等の建築廃材は収集しません。